（削る。）

（削る。）

（削る。）

十四・十五　（略）

十六　法第十条第一項第十号の事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

十七・十八　（略）

2　前項第十一号に掲げる場合において、法第十一条の六十八第一項第四号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3　第一項第十号から第十三号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等は、農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

4　第一項第十四号に掲げる場合の届出は、決算書類の作成後、速やかに、当該書類を添付して行うものとする。

5　第一項第十八号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～六　（略）

6　（略）

7　法第十一条の二第三項の規定は、第一項第七号から第十三号までの議決権について準用する。

別紙様式第六号（第十二条を次のように改める。

様式第六号（第十二条関係）

（単位：千円）

| 区分 | 債権合計 | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 危険債権 | 三月以上延滞債権 | 貸出条件緩和債権 |
|---|---|---|---|---|---|
| 破綻先 | | | | | |
| 実質破綻先 | | | | | |
| 破綻懸念先 | | | | | |
| 信用事業 うち要管理先 | | | | | |
| 要注意先 | | | | | |
| 正常先 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

十五　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合及び同号の事業を行う農業協同組合連合会が第六条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する者（以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十六　法第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又は同号の事業を行う農業協同組合連合会の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十七　法第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又は同号の事業を行う農業協同組合連合会の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

十八・十九　（略）

二十　法第十条第一項第十号の事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

二十一・二十二　（略）

（新設）

2　前項第十八号に該当する場合の届出は、決算書類の作成後、速やかに、当該書類を添付して行うものとする。

3　第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～六　（略）

4　（略）

5　法第十一条の二第三項の規定は、第一項第七号から第十四号までの議決権について準用する。

5　債務者区分別破産更生債権等の状況

（単位：千円）

| 区分 | 債権合計 | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 危険債権 | 三月以上延滞債権 | 貸出条件緩和債権 |
|---|---|---|---|---|---|
| 破綻先 | | | | | |
| 実質破綻先 | | | | | |
| 破綻懸念先 | | | | | |
| 信用事業 うち要管理先 | | | | | |
| 要注意先 | | | | | |
| 正常先 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 合計 | | | | | |